

## 第4章

# 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会へ

### 生物多様性の保全・再生と森林資源の循環利用を推進します。

#### 1. 生物多様性の保全・再生

##### 現況

本県は400万年の歴史を有する古代湖・琵琶湖を有し、琵琶湖では2,400種以上、県域全体では10,000種を超える生物が記録されています。また、里地里山などにみられる自然に支えられた人々の暮らしが営まれ、鮒ずしなど独自の地域文化も育まれてきました。

しかし、開発などによる生物の生息・生育環境の劣化や消失、自然と人との関係の希薄化による二次的自然の荒廃、鳥獣害の増加、オオクチバスやオオバナミズキンバイ等の侵略的外来生物の侵入・定着などにより、本県独自の生物多様性に危機が迫っています。

ニホンジカは近年個体数が増え分布範囲が拡大し、食害による農林業被害や森林の植生衰退・土壌侵食を引き起こしており、この状況が続けば、農林業被害だけでなく自然生態系にも深刻な影響が及ぶと予測されます。また、カワウの急激な生息数の増加により、アユなどの水産資源が捕食される漁業被害や、集団営巣地（コロニー）周辺での樹木の枯損が起きています。

さらに、県内では侵略的外来種の侵入・定着が相次ぎ、平成21年（2009年）に初確認された水生植物のオオバナミズキンバイは南湖全域に拡大し、在来植物との競合、酸素欠乏による底生動物や魚類の生息環境の悪化、水流の停滞による水質の悪化、漁船の航行や漁場への影響、農地への侵入や下流域への拡大など、生態系や景観、産業への影響が懸念されています。

一方で、私たちの社会構造や生活スタイルの変化に伴い自然への働きかけが縮小し、里山の荒廃や竹林の拡大など、二次的自然の中で育まれてきた生物多様性が損なわれています。

##### 課題および今後の取組

外来種やニホンジカ、カワウ等の「増えすぎ」や多くの在来種の「減りすぎ」といった自然界のバランスの崩れという生物多様性の危機に対し、緊急の取組を実施する必要があります。また、社会全体として生物多様性を保全しその恵みである「生態系サービス」を持続的に享受するため、生物多様性に関する理解を深めるとともに、各主体の活動における生物多様性への配慮を広めるための取組を推進する必要があります。

これらの課題に戦略的・体系的に対応するため、平成27年（2015年）3月に「生物多様性しが戦略」を策定し、この戦略に基づいた取組を実施し、生物多様性の保全・再生と持続的な利用を進めます。

##### ■本県の生物多様性を脅かす外来種等への対応

著しく増加して在来種の存続を脅かすほか、生態系や農林水産業、私たちの生活などに悪影響を及ぼす外来種は「侵略的外来種」として対策が必要です。水生植物では急増したオオバナミズキンバイ等への対策を強化し、今後3年程度のうちに年度初めに機械駆除を必要とする規模の大規模群落が存在しない「管理可能な状態」に琵琶湖全体を置くことを目標に、駆除と巡回・監視に取り組んでいます（図4-1）。



図4-1 侵略的外来水生植物2種の生育面積の経年変化（平成21年度～平成29年度）

食害の影響が著しいニホンジカに対しては、被害状況の把握や効果的な捕獲方法を検証しながら、影響の軽減を目指した捕獲事業の強化を進めています。

また、カワウに対しても個体数調整に取り組んでおり、近年、大規模コロニーでの生息数が大幅に減少してきています（図4-2）。しかし、小規模コロニーの形成等の課題も発生しており、当面は管理しやすい程度まで、長期的には被害が表面化していなかった頃の個体数4,000羽を目標として生息数の削減に取り組んでいます。

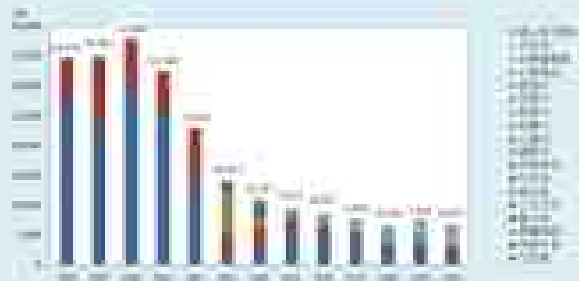


図4-2 滋賀県春期（5月）カワウ生息数の推移

##### ●生物多様性に対する県民の理解や生態系サービスの持続可能な利用の取組の推進

生物多様性を保全しながら、その恩恵として生態系サービスを持続的に享受するためには、県民一人ひとりが、日常生活や社会経済活動などのすべての営みが生態系サービスに支えられていることを認

識し、生物多様性の重要性や価値を理解する必要があります。

本県での「生物多様性」という言葉の認知度は、全国より高い状況にあるものの、その意味を知っている人は2割にとどまり、多くの県民にとってなじみが薄い状況にあります（図4-3）。そのため、環境学習やイベント等、県民が生物多様性について知る、気づく、考える機会を設け、理解の促進を図ります。

併せて、事業活動における生物多様性への配慮に関する認証など、社会経済活動に生物多様性を組み込む取組を進めます。



図4-3 生物多様性の認知度

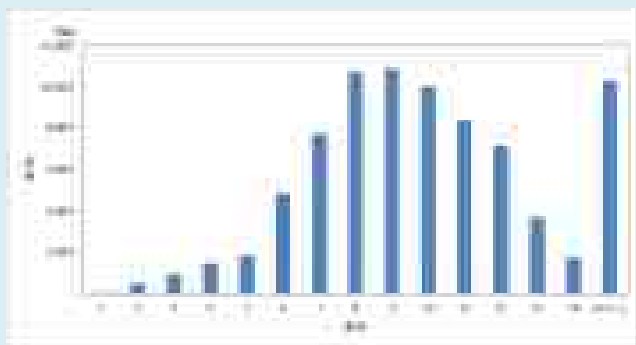
【出典：平成25年度県政世論調査、平成26年度内閣府県境問題に関する世論調査】

## 2. 森林づくり

### 現況

本県の森林は県土の約半分を占めており、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、様々な役割を果たしています。そのため、これら多面的な機能が持続的に発揮されるように、「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づき、地域特性に応じた森林保全や森林管理に取り組んできました。

本県では、森林の約9割が民有林であり、その中でも個人の所有が41%と最も多くなっています。人工林が44%を占めており、その約半分が手入れの必要な、林齢9歳級以下の森林となっています（図4-4）。加えて、戦後に造成された人工林が、今後、本格的な利用期を迎えています。



※年齢級：森林の林齢を5ヶ年でひとくくりにしたもの。

図4-4 人工林の年齢別面積（民有林）

森林の多面的機能を持続的に発揮するためには、

林業の活性化による適切な森林整備や素材生産を推進し、森林資源の循環利用を進めることが不可欠です。平成29年（2017年）の県産材の生産量は88千m<sup>3</sup>となっており、近年増加傾向にあります（図4-5）。また、平成24年（2012年）に東近江市において県産材の流通拠点である「木材流通センター」が開設、平成27年（2015年）には、米原市において木質バイオマス発電施設が稼働するなど、県産材の利用を図る施設整備が行われています。



図4-5 本県の木材生産量の推移

一方、近年は水源林周辺の目的不明な森林の取得やニホンジカによる植生・林業被害の増加、森林生態系被害の増加など、森林の健全性を脅かす事象が顕在化しています。

林野庁の調査によると、平成18年（2006年）から平成29年（2017年）において、居住地が海外にある外国法人や外国人と思われる者による森林買収の事例が、他道県にて188件、1,589ha確認されています。そのため、本県を含む18道県（平成29年末時点）が水資源保全の観点から、水源周辺における土地取引行為に事前届出を求める条例を定めています。

また、ニホンジカの急増により若芽や樹皮等への食害が深刻化しており、森林生態系への影響が顕著になっています（図4-6）。

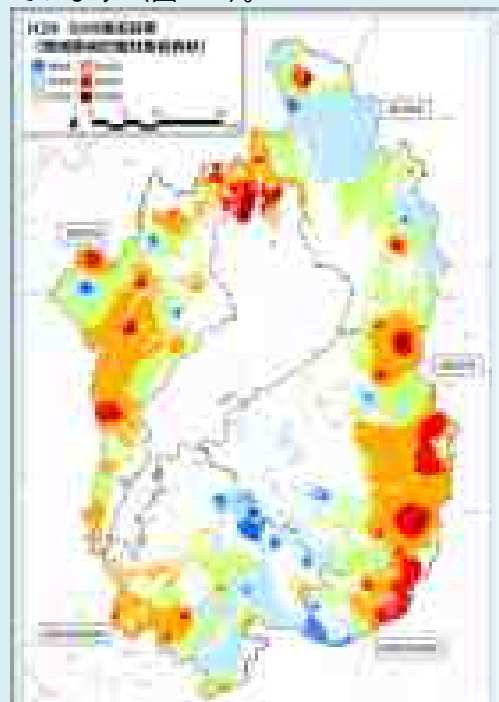


図4-6 シカによる森林植生衰退状況

## 課題および今後の取組

森林の健全性を阻害する新たな課題への対応が必要となっています。また、本格的な利用期を迎える森林資源の循環利用の推進が求められています。

そのため、琵琶湖森林づくり基本計画では、平成27年度から平成32年度までの戦略プロジェクトとして、「生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進」と「県産材の安定供給体制の確立」を掲げており、新たな課題に対して重点的かつ戦略的に取り組んでいきます。

### ●生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進

森林の多面的機能を持続的に発揮させていくためには、森林の保全・管理等の総合的な取組を行うとともに、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりを進める必要があります。

そのため、琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給を図るなどの水源かん養機能の維持に特に必要な森林を積極的に水源森林地域として指定し、届出制度等による適正な保全・管理を図ります。あわせて、水源林保全巡視員を配置し、山地災害の危険地や森林被害の実態、林地の開発状況等の点検や巡視を強化し、森林の保全に努めます。

また、計画的な除間伐等の森林整備を実施するとともに、適切な植生維持による生物多様性の保全を図るため、増えすぎたニホンジカの多様な主体による捕獲を推進するなどし、生息密度の低減を進めます。

### ●県産材の安定供給体制の確立

森林資源の循環利用を進めるため、川上から川下までの連携した取組により、県産材の安定供給体制を確立する必要があります。

そのため、川上においては、搬出間伐等の素材生産を推進するとともに、伐採・再造林による森林の更新を推進します。

川中では、県産材の流通拡大を進めるため、需要に即した原木供給など、木材流通センターを核とした県産材の加工・流通体制の強化に取り組めます。

川下では、公共施設の木造化・木質化の取組等により県産材の普及啓発を行い、住宅などでの県産材の積極的な利活用を促進します（図4-7）。



図4-7 県産材を使用した住宅の助成個数

## 生物多様性しが戦略

本県では、平成27年（2015年）3月に生物多様性の保全と持続可能な利用のための計画として、「生物多様性しが戦略」を策定しました。

私たちの暮らしは、多様で豊かな生きもののさまざまな働きに支えられて成り立っています。こうした自然の恵みを将来にわたって得られるよう目標を設定し、「生物多様性の危機に対する取組」、「自然の恵みの持続可能な利用の取組」、「生物多様性に対する理解と行動の促進」の3つの行動計画を定めました。これらの行動計画に基づき、生物多様性の保全と持続的な利用に関して取り組んでいきます。

### トピックス

## 平成30年度より新しく「しが生物多様性取組認証制度」を開始します。

<自然環境保全課>

生物多様性の価値を高める活動などに経済的な評価を与える仕組みを作ることは、保全のための資金確保を可能にするなど、社会経済活動と生物多様性の保全の両立を図るために有効です。

このため、本制度では、生物多様性の保全や自然資源の持続的な利活用に取り組む事業者を応援するために、取組内容を滋賀県知事により認証します。認証を取得した事業者は広報などのPRに認証マークを使用することで、社会経済活動における生物多様性の重要性を伝えることができ、また、消費者などからも生物多様性に配慮している事業者であることが見えやすくなります。

事業者に対する生物多様性の価値を高めることを通して、社会経済活動の中に生物多様性への配慮が組み込まれることをめざします。



## 野生生物との適切な関係の構築

<自然環境保全課>

本県には、60種を超える固有種をはじめ1万種を超える多様な野生生物が生息・生育しています。この滋賀の豊かな生物多様性を次の世代へ引き継ぐことは、現代に生きる私たちに課せられた重大な責務です。

平成18年（2006年）3月には、希少種の保護対策、外来種対策、有害鳥獣対策の推進による野生生物との共生を目的とした「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（共生条例）」を制定しました。

### ●野生生物の保護

#### ■希少種対策

「滋賀で大切にすべき野生生物～滋賀県レッドデータブック」は2000年版の初版以来、共生条例に基づき5年毎に発行されており、最新の2015年版では、個体数の減少や生息・生育環境の悪化により絶滅の



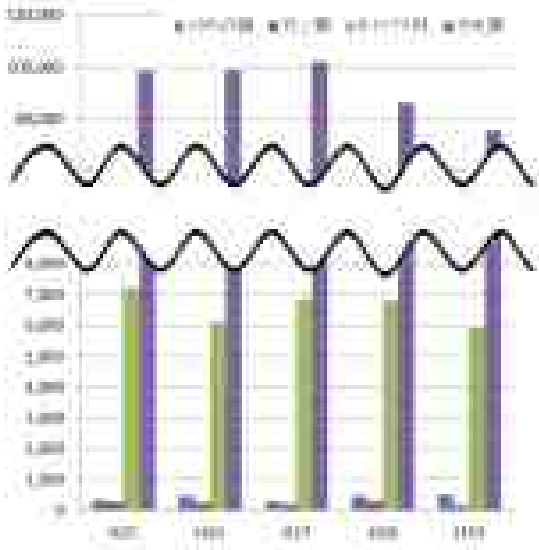
危機に瀕していると評価される絶滅危惧種、絶滅危増大種、または希少種に 719 種の動植物種が選定されました。

希少種保護の対策として、平成 19 年（2007 年）5 月にハリヨなど 22 種、平成 26 年（2014 年）1 月にハマエンドウなど 9 種、計 31 種を「指定希少野生動植物種」に指定し、捕獲等を原則禁止としています。また、希少野生動植物種を生息・生育地と一体的に保護するため、「生息・生育地保護区」を指定し、平成 25 年度には 10 箇所目となる「新海浜保護区」を指定しました。

### ■鳥獣保護

本県は、琵琶湖を中心にコハクチョウや天然記念物のヒシクイなどの渡り鳥の重要な飛来地になっています。このため、狩猟を禁止し鳥獣の保護繁殖を図る地域として「鳥獣保護区（平成 27 年度現在：46 箇所、100,966ha）」を指定し、このうち特に鳥獣の生息地として厳重に保護する地域を「特別保護地区（平成 29 年度現在：45 箇所、99,692ha）」として、土地の形状変更などを規制しています。

### ◆琵琶湖への水鳥飛来数の推移



## ●外来種を含む野生生物の管理

### ■外来種対策

本県では平成 19 年（2007 年）5 月にワニガメやハクビシンなど 15 種類、平成 26 年（2014 年）1 月にフロリダミズヨコエビ 1 種、合計 16 種類の動植物を「指定外来種」に指定し、飼養等の届出を義務づけ、野外への放逐等を禁止しました。このうち平成 28 年（2016 年）10 月にオオタナゴとヨーロッパナマズ、平成 30 年（2018 年）4 月にはガー科魚類が外来生物法の特定期外生物となったため指定外来種の指定を解除され、現在、指定外来種は 13 種類となっています。近年、本県ではアライグマ、ハクビシン、ヌートリア等が増加傾向にあり、市町での捕獲も行われています。

平成 21～25 年度（2009～2014 年度）には「外来生物調査隊“エイリアン・ウォッチャー”」事業により山間部と琵琶湖等の水面を除く県内全域で外来種

20 種の分布調査を実施し、調査地域の 81.4%で調査対象の外来種が分布していることが判明しました。

### ■外来水生植物の駆除

特定外来生物の水生植物は、琵琶湖ではボタンウキクサ、ミズヒマワリ、ナガエツルノゲイトウ、オオフサモ、オオバナミズキンバイ等が確認されています。

ボタンウキクサは平成 19 年（2007 年）に赤野井湾等で繁茂しましたが、水草刈り取り船による回収と越冬地での駆除を徹底した結果、根絶に成功しました。

ミズヒマワリは平成 19 年（2007 年）に南湖東岸で確認されて以来、ボランティア中心の駆除活動に本県も資材提供等の支援を行い、生育抑制を続けています。

ナガエツルノゲイトウとオオバナミズキンバイは、沿岸域に大規模群落を繁茂させるため、建設機械や水草刈り取り船を用いた機械駆除と人力駆除を併用してできるだけ取り残しのない駆除を行うとともに、駆除済み箇所を対象に巡回・監視を継続することで、生育面積の縮減を図っています。

### ■鳥獣被害対策の取組

近年、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ、カワウなどの野生鳥獣による被害は、農林水産業のみならず生物多様性の損失など自然生態系へも及んでいます。特に、ニホンジカによる被害は、生息頭数の急激な増加に伴い下層植生への食害などによる森林生態系の影響が顕著になり、水源涵養機能や土砂流出防止機能などの森林の公益的機能の低下が懸念されています。

こうした生息数の増加に伴い、人間とのあつれきが深刻化している野生鳥獣と、数が著しく減少している野生鳥獣については、農林水産業被害の軽減、自然環境の保全とともに健全な個体群の維持を目的に、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき第一種特定鳥獣保護計画および第二種特定鳥獣管理計画を作成することができるとされています。

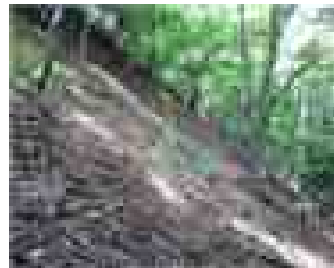
本県では、ツキノワグマについて第一種特定鳥獣保護計画を、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ、イノシシについて第二種特定鳥獣管理計画を作成しています。

ニホンジカの平成 27 年度の推定生息数は、71,100 頭で、早期に大幅に捕獲数を増やす必要があります。平成 24 年度から高標高域・奥山地域での防除に、平成 25 年度からは鳥獣保護区等の限定した地域への捕獲チームの派遣に取り組んでいます。

カワウについては、平成 21 年度からエアライフルにより成鳥を狙うなどの効果的な捕獲を実施しています。その結果、春期の生息数は平成 20 年度には約 38,000 羽程度でしたが、平成 21 年度から減少し始め、平成 30 年度春には、約 6,600 羽となっています。



ニホンジカによる皮はぎ被害



下層植生は食害を受け、ニホンジカが食べない植物（この場合トリアブト）だけが残った森林

◆滋賀県におけるニホンジカ捕獲数推移



生息・生育環境の改善

●緑地環境保全地域・自然記念物＜自然環境保全課＞

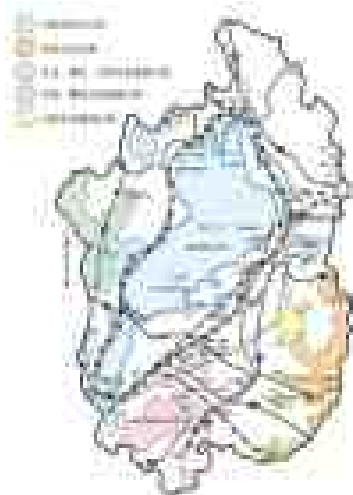
「滋賀県自然環境保全条例」に基づいて、平成26年度末現在で、緑地環境保全地域として6地域を指定するとともに、特に県民に親しまれ由緒あるものを自然記念物として29件指定しています。

また、琵琶湖およびその周辺の自然環境とすぐれた風致景観を保全するため、内湖をはじめとする水生植物生育地など、18箇所の自然保護地など約437万㎡を公有化しています。

●自然公園の指定＜自然環境保全課＞

県内には、琵琶湖、鈴鹿の2つの国定公園と、三上・田上・信楽、朽木・葛川、湖東の3つの県立自然公園があり、県面積に占める自然公園面積の割合は37.3%です。

◆県内の自然公園



●鈴鹿生態系維持回復事業＜自然環境保全課＞

鈴鹿国定公園内の貴重な植生の保全と衰退した下層植生の回復のため、本事業により植生防護柵やオオイタヤメイゲツ群落の樹皮保護ネットを設置、管理し、シカの捕獲と組み合わせた対策を展開しています。

●伊吹山の自然再生＜自然環境保全課＞

伊吹山は、滋賀県と岐阜県境にそびえる標高1,377mの山であり、県内の植物約2,300種のうち約1,300種が生育する植物の宝庫です。

かつて、伊吹山は採草地として利用されていましたが、現在では年間約30万人が訪れる観光地となっています。また、伊吹山の南西斜面では戦後、石灰岩の原石山として開発が着手されて以降、現在も大規模な採掘が行われています。

お花畑では、採草が行われなくなって低木林やススキの繁茂や、山頂部一帯や登山道周辺における利用者の踏み荒らしにより重要植物の減少や外来植物の侵入などの影響が生じています。また、石灰岩の採掘によりその山容が変化するという景観面の影響も憂慮されています。

このため、保全活動団体、土地所有者、関係企業、学識経験者、関係行政機関の参画を得て、平成20年（2008年）5月に伊吹山自然再生協議会を設置し、「伊吹山再生全体構想（平成21年（2009年）3月）」を策定しました。

協議会各構成員は、植生復元のため立入防止柵や案内板、道標の設置、登山道の修繕および低木・ススキの伐採など、全体構想実現のための取組を進めています。

また、平成26年度から入山協力金を導入し、伊吹山の適正な管理に活用しています。



伊吹山山頂 お花畑案内図や立入防止柵

近年、伊吹山山頂のお花畑においてニホンジカの食害が急激に広がり、お花畑の存亡の危機となっていることから植生防護柵の設置を行い、保全対策に取り組んでいます。

●びわこ地球市民の森＜都市計画課＞

本県では、緑を再生するため、野洲川南流の廃川敷地を活用して、多くの人々と共に、長い時間を掛け、様々な生き物が暮らす豊かな森を再生する事業に取り組んでいます。

この森は、「びわこ地球市民の森」として、「生態系の形成に配慮したピオトープ空間の創造」、「訪れる人たちが自由に楽しめる落葉樹等からなる林の形成」をコンセプトに、植栽基盤や園路などの施設整備については都市公園事業で進め、植栽については、一般から参加者を募り、苗木植樹を中心に行ってきました。

森づくりがスタートした平成13年（2001年）の「滋賀県植樹のつどい」（みどりの日に開催）から、平

成26年（2014年）3月末までに、延べ45,944人の参加者により、160,967本もの苗木が植樹されました。その後は県民の皆さんによる「森づくりサポーター活動」を中心に育樹活動へ軸足を移し、間伐などの植栽管理を実施しています。

### ●豊かな生きものを育む水田

<農村振興課>

かつて、琵琶湖周辺の水田ではフナ、コイ、ナマズなどの湖魚たちが琵琶湖と水田を行き来し、また、平野部から中流域にかけてはホタル、ドジョウ、カエルあるいはカスミサンショウウオなどが水田と水路、あるいは水田と里山とを行き来するなど、様々な生きものがそれぞれの生育段階に適した場所へと移動できる環境が農村地域にはあり、豊かな生態系が保たれていました。

しかし、農業生産性あるいは生活の利便性を向上させるための整備や開発により、このような環境が失われ、水田周辺で見られる生きものが減少してしまいました。

そこで、水田とその周辺に生息する生きものが各ゾーンを行き来できる環境を取り戻すため、「魚のゆりかご水田」をはじめとする「豊かな生きものを育む水田」の取組を進めています。

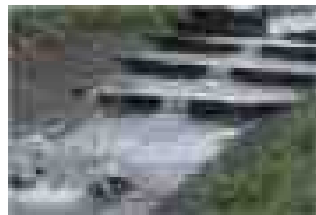


生きもの観察会の様子

### ■魚のゆりかご水田プロジェクト

琵琶湖とその周辺の水田は、かつて琵琶湖の増水時にほとんど落差なくつながり、湖魚が容易に往き来できる環境でした。琵琶湖から水路を通過して水田にのぼってきた湖魚は、そこで産卵、成育していましたが、昭和40年代以降、琵琶湖周辺で様々な整備が進められた結果、こうした水田環境は一時、失われてしまいました。

そこで本県では、農業用排水路に魚道を設置するなどしてかつての環境を取り戻す「魚のゆりかご水田プロジェクト」に取り組んでいます。



魚道を勢いよく遡上するコイ

このプロジェクトにより、かつての水田環境が再生されるほか、魚道を設置した地域では生きもの観察会が開催されるなど、子ども達の貴重な環境学習の場の提供にもつながっています。

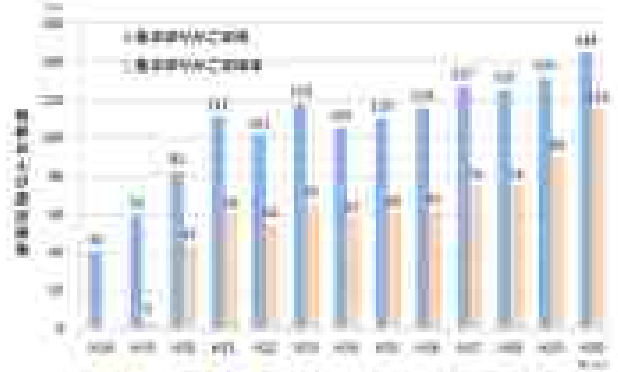
### ■魚のゆりかご水田米

「魚のゆりかご水田」に取り組む、かつ農薬を使用する場合は魚類などへの影響の少ないものに限るなどして作られたお米を『魚のゆりかご水田米』として



県が認証しています。

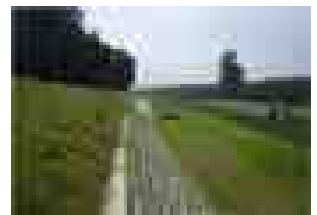
### ◆魚のゆりかご水田の取組状況の推移



### ●多自然川づくり

<流域政策局>

治水上の安全を確保しつつ、河川が本来有している生物の生息・生育環境や、多様な河川景観を保全・創出するために、河川全体の自然の営みを考慮した多自然川づくりに取り組んでいます。



安曇川単独河川改良事業 (高島市)

### ●琵琶湖湖辺域保全・再生の基本方針 ～人と自然とが共生する美しい琵琶湖を目指して～

<流域政策局>

「琵琶湖湖辺域保全・再生の基本方針」は、湖辺域を形づくっている砂浜湖岸、植生帯湖岸、山地湖岸のもつ自然環境や景観などに着目し、それらを保全・再生する際の基本的な考え方を示したものです。

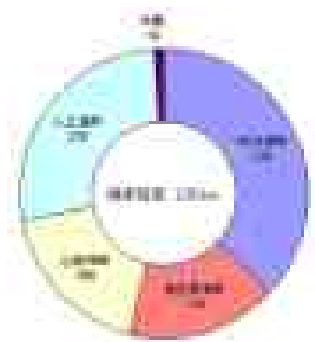
今後の個別の地域における具体的な対策は、基本方針を踏まえ、地域住民や関係団体、専門家等と連携・協働を図りながら検討し実施していきます。

### ■基本方針

- ・人々の利用環境と生物の生息環境の保全・再生
- ・事業の評価を施策に反映
- ・地域の特性を活かし地域住民と連携・協働

### ◆湖岸分類

- ・砂浜湖岸: 水際線が砂浜である湖岸。
- ・植生帯湖岸: 水際線がある程度まとまりのある植生帯(ヨシ、マコモなど)である湖岸。
- ・山地湖岸: 背後地に山地が迫っている湖岸。
- ・人工湖岸: 水際線が矢板、コンクリート、自然石などの人工構造物で構成された湖岸。
- ・水面: 河口部などの水面。



※水際線: B.S.L(琵琶湖基準水位) ±0.0m付近として調査した。

【平成14年(2002年)河港課(現流域政策局調査)】



## トピックス

# 第 29 回全国「みどりの愛護」のつどいを開催しました。

＜都市計画課＞

平成 30 年（2018 年）は、本県の都市公園条例制定 40 周年という節目の年であることから、第 29 回全国「みどりの愛護」のつどいを、滋賀県立長浜ドームおよび琵琶湖湖岸（長浜）緑地を会場として、皇太子同妃両殿下の御臨席のもと、平成 30 年 5 月 26 日（土）に開催しました。

全国各地から緑の関係者が一堂に集うこの式典では、みどりの愛護団体に対する国土交通大臣表彰および滋賀県知事表彰や記念植樹などを行いました。県内からは 12 団体が国土交通大臣表彰を、9 団体が滋賀県知事表彰を受賞されました。

このつどいを契機として、都市緑化への取組を進め、緑豊かな魅力的なまちづくりを目指していきたいと考えています。



滋賀県都市緑化功労者知事表彰



皇太子同妃両殿下による  
お手植え

## 琵琶湖森林づくり基本計画

＜森林政策課＞

県土のおよそ 2 分の 1 を占める滋賀の森林は、琵琶湖の水を育み、自然災害を防ぐなど、私たちの暮らしと切り離すことができない貴重な財産です。

平成 16 年（2004 年）3 月に、森林づくりを推進することにより、琵琶湖の保全と県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする「琵琶湖森林づくり条例」を制定しました。

そして、この条例の理念を実現するためのアクションプランとして、同年 12 月に、琵琶湖森林づくり基本計画を策定し、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向けた滋賀の森林づくりに取り組んできました。

しかし近年、他道県で問題となった目的不明な森林取得、森林に甚大な被害を及ぼしているニホンジカの増加、文化的・学術的に価値の高い巨樹・巨木の保全、林地境界の不明瞭化など、新たな課題が顕在化してきました。

また、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中で、森林資源の循環利用を進める必要があり、県産材の利用の拡大が求められています。

このため、平成 27 年度に見直しを行った基本計画に基づき、このような課題に的確に対応していくこととします。

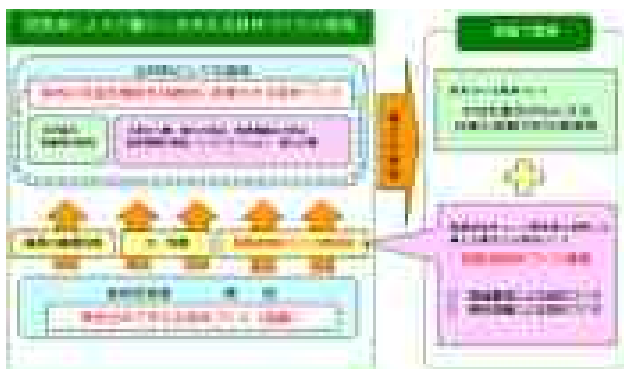
## 森林づくりの推進

### ●琵琶湖森林づくり県民税

＜税政課、森林政策課＞

森林の公益的機能を発揮する森林づくりを推進するための費用については、森林の恩恵を享受している県民の皆さんに共同してご負担していただくことが望ましいとの考え方から、平成 18 年（2006 年）4 月に「琵琶湖森林づくり県民税条例」を施行しました。

この税は、現行の県民税均等割りの額に一定額を上乗せする方式により、個人から年間 800 円、法人から資本などの額の区分に応じて 2,200～88,000 円をご負担いただくもので、「環境を重視した森林づくり」と「県民協働により森林づくり」の 2 つの視点に立った森林づくりに活用します。



### ●「緑の募金」活動の推進

＜森林政策課＞

湖国のみどりを県民共有の財産として守り育てるため、（公財）滋賀県緑化推進会が、春（4 月 1 日～5 月 31 日）と秋（9 月 1 日～10 月 31 日）に行う緑の募金活動を支援しています。

「緑の募金」は、身近なみどりづくりや名木などの保全、みどりづくりの普及啓発、国際緑化協力などに使われています。

### ●森林資源の循環利用の促進

＜森林政策課＞

#### ■木質バイオマス資源の協働生産の体制整備 （木の駅プロジェクト推奨事業）

間伐等の森林整備が行き届かず、森林の多面的機能が低下することが危惧されています。

また、伐倒された間伐材も、採算性の問題などから、その 7 割近くが利用されず林内に放置されており森林資源の循環利用と地球温暖化対策という観点からも問題となっています。

そこで滋賀県では、未利用材の有効活用を拡大させるため平成 27 年度から琵琶湖森林づくり県民税を活用し、「木の駅プロジェクト推奨事業」を展開しています。

これにより、地球温暖化対策やエネルギーの地産地消、人口減少が著しい山村地域における森林所有者の所得向上や新たな担い手の確保などを目指しています。



甲賀市での取組状況

## ■薪ストーブ等の導入支援 (木質バイオマス利活用促進業)

森林の保全だけでなく、地球温暖化の防止のためには、森林から生産された薪などの木材を有効に利用することが大切です。

これらを私たちの生活の中で無駄なく使い、木質バイオマスエネルギーの地産地消を図るため、薪ストーブやペレットストーブを県内の住宅や事業所などに設置される際の購入経費を助成しています。

平成29年度は、60台の機器の導入を支援しました。



薪ストーブ

## ■県産材（びわ湖材）の利用促進 (木の香る淡海の家推進事業)

地球温暖化防止の観点から、木材が持つ二酸化炭素の固定機能が重視されており、輸送にともなう二酸化炭素の負荷削減も含め、地域で生産された木材を地域で使うことが重要です。

このため、「びわ湖材(※)」を利用した木造住宅の新設等を支援し、県産木材に対する理解を深めていただくとともに、木材の地産地消を推進しています。平成29年度は、木造住宅の新設126戸と内装木質化2戸を支援しました。



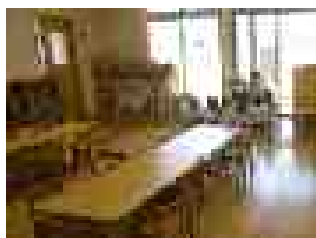
びわ湖材を使用した住宅

※びわ湖材とは、合法性が確認できる滋賀県内の森林から伐採された原木と、その原木を滋賀県内で加工した製材品等の木材です。

## ■木製品の導入支援

県民のみなさんがびわ湖材で作った木製品に触れる機会を提供することにより、森林の重要性や木材の良さを啓発するとともに、木材の地産地消とびわ湖材の普及を図るため、「びわ湖材利用促進事業」を実施しています。

この事業では、小中学校に木製の学習机と椅子を導入するとともに、保育園や幼稚園、社会福祉法人などが整備した老人ホームや福祉施設等、公共性が高く多くの人々が利用する施設に、びわ湖材を使用した木製品の導入を推進しています。



東近江あかね幼稚園

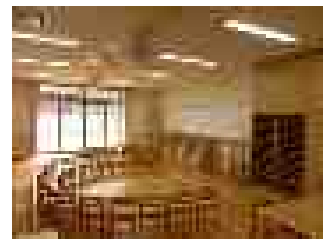
## ●県産木材の利用促進

＜森林政策課＞

本県の森林から生産された木材を県内で加工や利用する地産地消の推進は、地域の雇用の促進をはじめ林業や木材産業の振興に貢献します。

このため、環境に配慮しながら主伐や再生林に取組、生産力拡大と森林資源の循環利用を促進すると

ともに、需要に対応した加工・流通体制の整備と本県の物流の強みを活かした県産材の販路拡大や県内での需要の創出を図ることとしています。



彦根市平田こども園

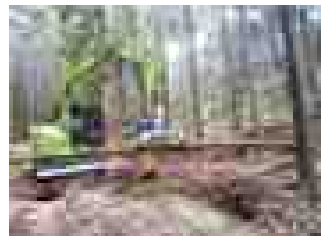
## ■生産体制の整備

本県の素材生産量は増加傾向にあるものの、大口需要者のニーズに応じたロットの確保や品質の安定化に対応するため、素材生産を一層拡大していく必要があります。

そのため、県では集約化施業や高性能林業機械の導入など低コスト施業の推進を行うとともに、森林施業プランナー研修を実施するなど人材育成を行っています。

また、滋賀県森林組合連合会と森林組合で組織する「木材流通センター運営委員会」では、山土場での搬出状況をIT端末活用によりリアルタイムで把握し、「森林組合等ネットワークシステム」により集荷情報等を一元的に管理するなど、素材の安定供給に向けた取組を進めています。

県ではこれらの取組に対しても支援を行うことで県産材の生産体制の整備を推進しています。



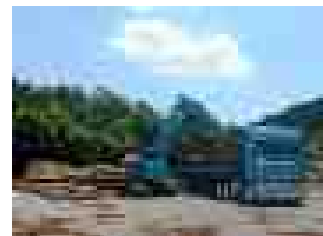
高性能林業機械（ハーベスタ）

## ■流通体制の整備（木材安定供給体制の強化）

生産された原木は、規格・品質に応じて、木材流通センター等の中間土場で仕分けられ、製材、合板、集成材、チップなどの用途別に出荷されます。

このため、森林組合等が生産する原木を集約販売するため、木材流通センターが、大口需要者である県内外の製材工場への販路拡大や価格交渉を行い、木材の安定供給取引を締結し、県産材を計画的・安定的に供給しています。また、出荷にあたっては、出荷量の取りまとめや需給調整を行う必要がありますので、これらの業務を行う木材流通コーディネータの設置を支援しています。

また、木材流通センターを通じた木材販売に取り組む森林組合等に対し、出荷協定に基づく出荷量に応じた支援を行うとともに、木材の需要動向を把握し、効率的な物流を行うため、木材流通センターに対し支援を行い、県産材の安定供給体制の強化をさらに推進することとしています。



大規模工場への運搬



## ●環境に配慮した森林づくりの推進

<森林政策課、森林保全課>

森林は、県土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、そして木材等の生産といった多面にわたる機能の発揮を通じて、安全で安心して暮らせる社会の実現に貢献しています。

一方で、人工林のうち間伐などの保育が必要な9齢級（45年生）以下の森林が未だ多くを占めるなか、森林の手入れ不足や獣害等により、森林の持つ多面的機能の低下が大きな問題となっています。

このため、間伐などの森林整備や病虫獣害対策、林道などの基盤整備、治山事業による山地災害防止などの事業をはじめ、放置された手入れ不足の人工林については、多様な樹種・林齢の樹木が混在する環境林へ転換するなど、様々な動植物が生育できる森林づくりを進めており、平成29年度は、森林を健全な状態に保つための間伐等の森林整備を2,059ha実施しました。

また、森林の公益的機能を発揮させるため、特に重要な役割を果たしている森林については保安林の指定を進め、平成28年度末の保安林面積は、65,634haと民有林面積の約36%を占めています。

### ■森林認証取得の推進

森林認証制度は、第三者機関が、持続可能な森林経営や環境保全への配慮に関する一定の基準・指標に基づいて森林を認証（FM認証）するとともに、それらの森林から生産された木材・木材製品を分別し表示・管理する認証（CoC認証）により、消費者の選択的な購入を通じて、持続可能な森林経営を支援する取り組みです。

森林認証材への期待が高まる中、本県の森林所有者および事業者による森林認証取得件数は、FM認証2件、CoC認証2件（H29年度末時点のSGEC認証件数）であり、今後の一層の取得森林面積の拡大と取得事業者の増加が望まれます。そのため、県では取得の一層の推進を図るために、森林認証取得にかかる審査費用の支援をしています。

### ■（一社）滋賀県造林公社の本格的な伐採

（一社）滋賀県造林公社は、「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林（もり）づくり」を経営理念に県内森林面積の約1/10の森林を整備しています。

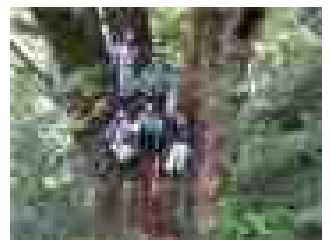
また、この造林公社の森林は、平成27年度から順次伐期を迎えているところであり、この森林の有する公益的機能が持続的に発揮できるよう配慮しながら木材生産を進めています。

造林公社は、琵琶湖の水源林としての森林を保全するとともに、木材生産が県内林業の活性化に繋がるよう、林業の成長産業化の牽引役として重要な役割を担っています。

### ●巨樹・巨木林の保全

<自然環境保全課>

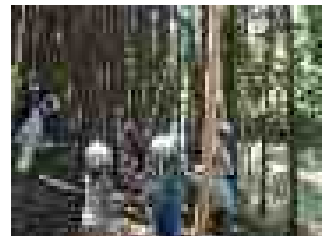
水源の森に残された貴重な巨樹・巨木林を次世代に残すため、県、市、森林所有者等との間で協定を締結し、実施する保全活動や周辺環境整備を支援しています。これまで高島市朽木と長浜市余呉町で381本の巨木等について協定を締結し保全に努めています。



### ●県民の協働による森林づくりの推進

<森林政策課>

森林づくりは、森林所有者の方々だけでなく、県民の皆さんとの協働により進めていくことが大切です。このため、森づくりに県民の皆さんが主体的に参加できるように、森林・林業の情報提供や上下流域連携による森林づくりを進めるとともに、ひろく県民が協働で活動できる組織の整備や活動を支援しています。



## トピックス

### 植樹祭（仮タイトル）

<森林政策課>

## ■ 県民による里山保全活動

身近にある里山を保全し、活用するため、地域特性に応じた利用や県民による保全活動に対して支援しています。(平成 28 年度実績 3 地区)

## ■ 森林ボランティア活動への支援

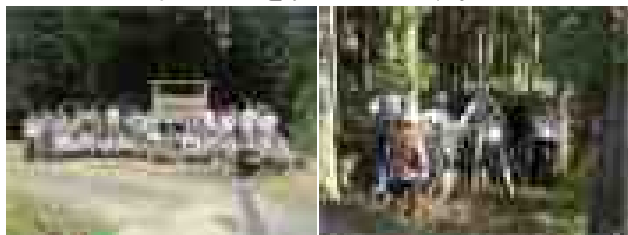
県民の誰もが森林づくり活動に参加できるように、様々な森林ボランティア活動を支援するとともに、活動の核となる人材の養成に努めています。

(「森づくりネット・しが」への登録 80 団体)

## ● 企業の森づくり

<森林政策課>

社会貢献活動等に熱心な企業の支援を得て森林整備・保全活動を推進するため、活動フィールドの情報収集などに努めるとともに、企業と森林所有者とのコーディネートを行っています。



認定地での企業の方々と

企業の方々との作業風景

## ● 次代の森林を支える人づくりの推進

<森林政策課>

森林を適切に保全管理していく上で、県産木材の有効利用の促進が大変重要となっています。このため、森林施業プランナーや高性能林業機械オペレーターなど、担い手の育成・確保に取り組んでいます。また、身近にみどりや森林に親しめる施設として、県立近江富士花緑公園や、山門水源の森を運営し、森林環境学習などを行っています。